

アニメの制作現場における 取引の適正化に関する指針 【概要】

令和 8 年 6 月

内閣府 知的財産戦略推進事務局
公正取引委員会

本指針策定までの経緯等

閣議決定

- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）**
「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、（中略）
映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」
- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）**
「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、（中略）
（上記実態調査の）結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」

実態調査報告書※の公表（令和7年12月）

※ アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書

調査対象

- ① 製作委員会等と元請制作会社間の取引
- ② 元請制作会社と下請制作会社間の取引
- ③ 制作会社とフリーランス間の取引

左記各取引段階について、独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法（以下「独占禁止法等」という。）の観点などから問題となり得る行為を整理（次頁一覧表参照）。

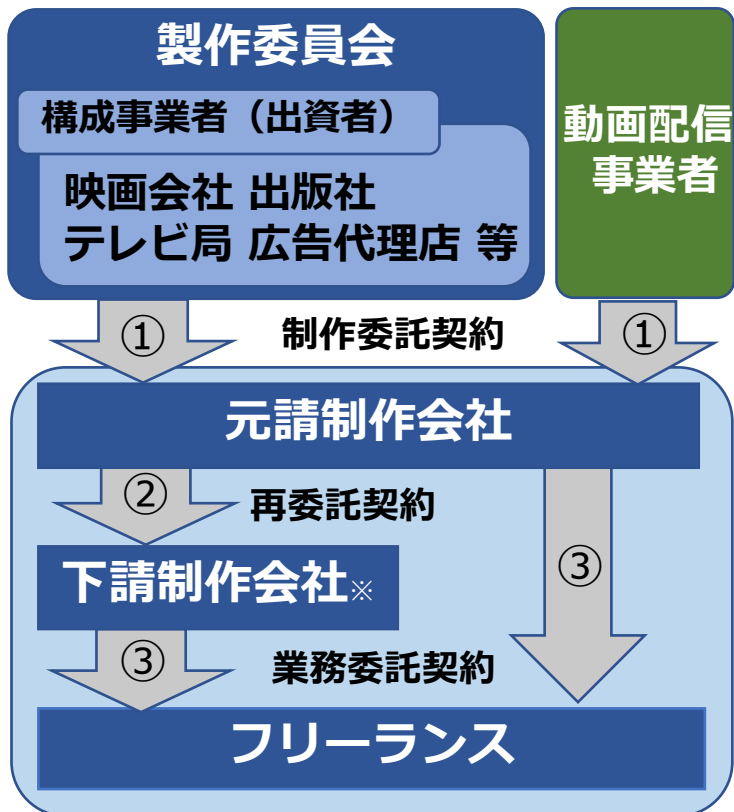
本指針の策定

実態調査報告書を踏まえ、独占禁止法等の観点などから、上記①～③の各取引段階において、発注者が**採るべき行動等**※を示す。

※ 併せて「問題となり得る行動例」及び「取引の適正化のために参考となる行動例」についても示す。

本指針の対象となる取引及び行為

取引の流れ



※ アニメ業界においては、「元請制作会社」に対する用語として「下請制作会社」と呼称されている。本指針においても「元請制作会社」に対応する呼称として「下請制作会社」を使用する。

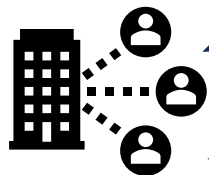
取引段階	取引時点	問題となり得る行為
① 製作委員会・ 元請制作会社間の取引	発注時点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費） ◆ 一方的な取引対価の設定 ◆ 著作権の無償譲渡
	取引の 履行過程	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払 ◆ 支払遅延（不払）
① 動画配信事業者・ 元請制作会社間の取引		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一方的な取引対価の設定 ◆ 視聴回数等情報の非開示
② 元請制作会社・ 下請制作会社間の取引	発注時点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費） ◆ 一方的な取引対価の設定
	取引の 履行過程	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払 ◆ 減額・支払遅延（不払）
③ 制作会社・ フリーランス間の取引	発注時点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い報酬の額 ◆ 短納期発注による割増料金等の不払
	取引の 履行過程	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払 ◆ 減額・支払遅延（不払）

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目①）

書面等による取引条件の明示

- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように、元請制作会社に対する**制作委託に際して、直ちに、取引条件を明示すること**
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

【問題となり得る行動例】



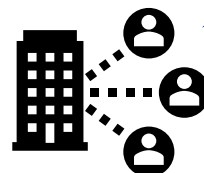
製作委員会

発注時点で、作品名・納期等最小限の取引条件を口頭で伝えるのみで、取適法で求められる明示事項のうち内容が定まった事項を記載した書面等を交付していない。

未定事項について、その後具体的な取引条件を定めることが可能となったにもかかわらず、書面等により補充の明示を行っていない。

- ◆ 発注内容等の明示義務違反（取適法第4条第1項）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）を誘発する行為

【取引の適正化のために参考となる行動例】



製作委員会

発注時点で、制作委託費、納期などの重要事項等を協議し、決定した事項を記載した発注書を交付した上で、その後未定事項や細かな諸条件を確定し、本編の制作（プロダクション工程）開始前に契約書を取り交わすようにしている。

発注時点では、元請制作会社が制作コストを正確に見積もれないなどとし、制作委託費を定められない場合に、協議の上、制作委託費の最低額を定めて発注書を交付した上で、事後的に、制作実態に即して制作委託費の額を変更できるようにしている。

元請制作会社に委託する企画開発業務について、プロダクション工程とは別契約として契約書を取り交わしている。

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目②）

取引の対価の交渉・設定

- ✓ 制作委託費を決定するに当たっては、**必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえた対価を定めること**

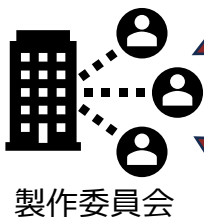
元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 元請制作会社においては、見積りの提出等に際して、想定される制作工程、必要人員、制作期間、想定されるリスク要因等の制作委託費に影響のある事項について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】

要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる制作委託費より著しく低い制作委託費を定めた。

元請制作会社から制作委託費や制作印税等に係る協議の求めがあったにもかかわらず、当該協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、一方的に制作委託費等を定めた。



製作委員会

【取引の適正化のために参考となる行動例】

制作委託費は、元請制作会社が作成するコストマークアップ方式での見積りを基に、元請制作会社と十分な協議を行った上、決定している。

元請制作会社から協議の求めがあった場合は、これに応じ、元請制作会社からの要望を踏まえながら取引条件を細かく調整している。



製作委員会

制作委託費等の元請制作会社との対価の交渉において、交渉の状況等に応じて、コンテンツの二次利用の対価の還元が進むよう、制作印税等についても、料率、料率を乗じる対象等の条件を含めて元請制作会社と十分に協議した上で決定している。

発注が制作に着手する数年前になる場合、脚本や絵コンテ等が確定しておらず正確な制作コストを算出することが困難なことがある。そのような場合に、制作委託費について、元請制作会社における人件費等の上昇を将来的に反映できるように、発注時点では、書面上、最低報酬額を定めた上で、実際の制作作業が開始する際に改めて協議を行い、脚本等に基づき必要工数や人員等を算出し不足が見込まれる金額を加味して制作委託費を決定している。

- ◆ 買ったとき（取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ 元請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、元請制作会社に対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）**などを行わせることにより、**元請制作会社に追加の費用が発生した場合には、追加の制作委託費を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、元請制作会社の給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リメイク）等をさせる際には、その費用について、製作委員会（構成事業者）がやり直し（リメイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、元請制作会社と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 製作委員会から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）を求められ、追加の費用が発生した場合に、追加の制作委託費の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった人員、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



製作委員会

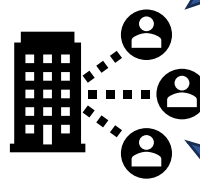
制作期間中に、製作委員会側の都合によって放送開始が当初の予定から3か月先延ばしになったため、要求クオリティは満たされていたにもかかわらず、元請制作会社に延長した期間も引き続きクオリティアップ等の作業を行うよう要望した。これにより元請制作会社に追加費用が生じたが、制作期間延長により元請制作会社に生じた追加費用を支払わなかった。

アニメの制作委託を行い、成果物が制作委託契約の給付の内容を満たしているとして受領したが、その後DVD発売に向けて修正が必要となったため、元請制作会社に無償で修正作業を行わせた。

発注時に必ずしも明示されていなかったクオリティの基準について、元請制作会社によるアニメの制作の過程で、十分に協議せず一方的に高い基準を設定し、クオリティアップのためのリメイク作業を依頼した。このリメイク作業に要した追加費用の支払を求められたが、完成保証義務（制作委託費の範囲内で制作委託業務を完遂させる義務）の範囲内であるとして、一切交渉に応じず、支払わなかった。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（取適法第5条第2項第3号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

【取引の適正化のために参考となる行動例】



製作委員会

当初の想定以上に修正が生じたことにより、制作期間が延長し、人件費等の費用が増加した際に、元請制作会社に追加費用発生の原因がない場合は、費用の負担について元請制作会社と協議した上で支払っている。

制作委託契約に含まれていない広告や予告編などの制作を求める場合は、別途発注し、費用を負担している。

元請制作会社から追加費用の支払を求められた場合、追加費用が必要な理由・工程や、追加費用の支払をしなければどのような事態が発生するかを確認し、その内容に応じて追加費用の支払の是非や額を決定している。元請制作会社の責任ではない理由で制作費が増加するような場合は、追加費用を支払っている。

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（その他の項目）

元請制作会社に帰属する著作権が譲渡される場合の譲渡対価の交渉・設定

- ✓ 元請制作会社に帰属する著作権を製作委員会に譲渡させるに際し、制作委託費に著作権の譲渡対価を含める場合には、必要な説明又は情報の提供をしつつ十分に協議を行って対価を定めること

発注取消し

- ✓ 元請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに発注を取り消す場合は、元請制作会社がそれまでに支出した費用等を支払うこと

支払遅延・不払

- ✓ アニメ制作の多層構造において、発注側の取引の支払が滞ることで、受注側の取引における支払遅延につながる可能性があることから、できる限り短い期間内で支払期日を定めて、制作委託費をその支払期日までに元請制作会社に支払うこと

元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 製作委員会（構成事業者）が元請制作会社からの請求書に基づき代金を支払っている場合には、請求書を速やかに製作委員会（構成事業者）に提出するよう努めること

動画配信事業者が採るべき行動

取引の対価の交渉・設定

- ✓ 制作委託費を決定するに当たって、元請制作会社から、レベニューシェア型等の報酬体系を含め、価格に関する協議の求めがあった場合は、必要な説明や情報の提供を行いつつ、十分に協議を行って対価を定めること

視聴回数等情報の開示

- ✓ 制作委託費を決定するに当たって、元請制作会社から、価格に関する協議の求めがあった場合は、視聴回数等情報の提供を含め、必要な説明や情報の提供を行いつつ、十分に協議を行って対価を定めること

採ることが望ましい行動 ※

- ✓ レベニューシェア型契約の場合だけでなくフラット型契約の場合にも、契約更新時、シリーズ作品、当該制作会社等の類似の作品等の契約に当たり、対価についての適切な交渉を行うために必要な範囲で、当該コンテンツに係るユーザーによる視聴回数等に係る情報を提供すること

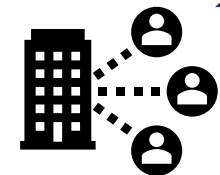
※ 取適法の適用対象でない場合も、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、発注者の立場として採ることが望ましいと考えられる行動。

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目①）

書面等による取引条件の明示

- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように、下請制作会社に対するアニメ制作に係る委託に際して、直ちに、取引条件を明示すること
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

【問題となり得る行動例】



元請制作会社

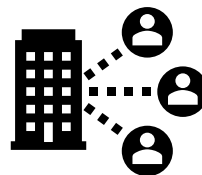
作業量が多い業務の場合は契約書を作成するが、カットごとなど少量の依頼の場合は、取引条件を口頭で伝えるだけで、書面等により明示することはない。

後工程の作業の納期は前工程の制作状況次第であるため、発注時点では書面等で明示できず、納期が定まる度に、下請制作会社に口頭で伝えているのみである。

発注時点で代金が定められない場合は、納品後に、代金を含む取引条件を記載した発注書を交付している。

- ◆ 発注内容等の明示義務違反（取適法第4条第1項）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）を誘発する行為

【取引の適正化のために参考となる行動例】



元請制作会社

発注時点では制作委託費、納期などの明示事項等を協議し、決定した事項を記載した発注書を直ちに交付した上で、その後未定事項や細かな各条件を詰め、本格的な制作に入る前に契約書を取り交わすようにしている。

元請制作会社は、製作委員会との制作委託契約において、再委託先の権利に関しても譲渡を受けるなどして権利処理を適切に行う義務を負うことがあり、そのような場合は、下請制作会社への委託に際しては、権利処理を含め取引条件を書面で提示している。

下請制作会社への発注がカット単位であったり、少量・少額・短納期であったりする場合、契約書を取り交わす時間がないこともあるため、協議によって定めた取引条件を基に発注書を交付している。

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目②）

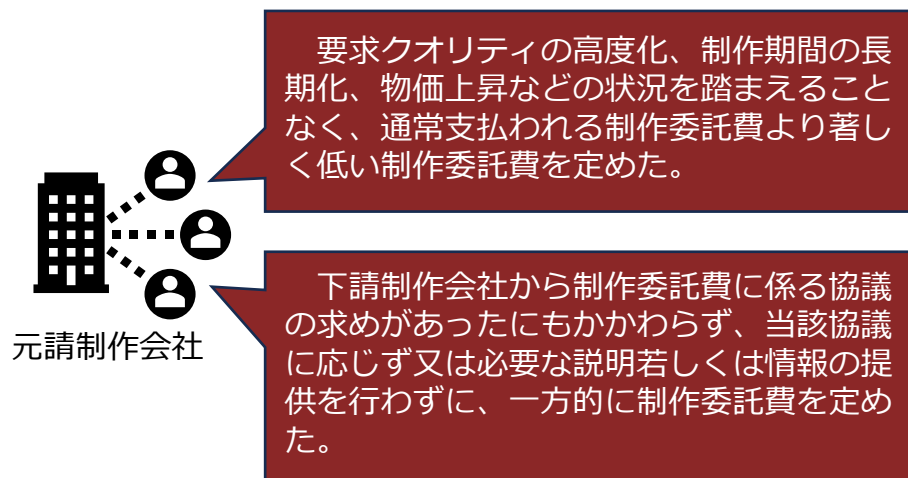
取引の対価の交渉・設定

- ✓ アニメの制作に係る委託費を決定するに当たっては、**必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえた対価を定めること**

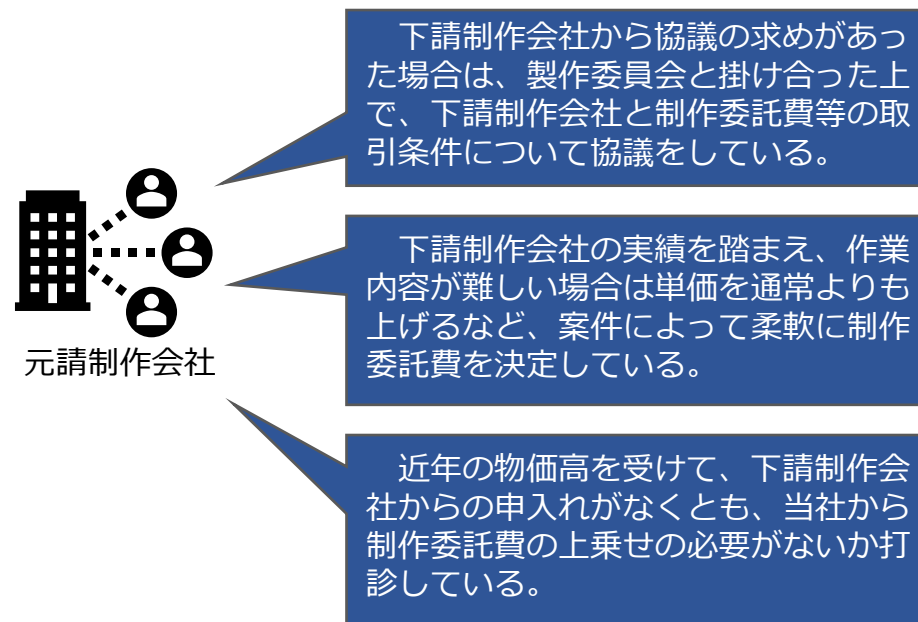
下請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 下請制作会社においては、見積りの提出等に際して、想定される必要人員、制作期間等のアニメの制作に係る委託費に影響のある事項について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



【取引の適正化のために参考となる行動例】



- ◆ 買ったとき（取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、下請制作会社に対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを行わせることにより、下請制作会社に追加の費用が発生した場合には、追加の制作委託費を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、下請制作会社の給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リメイク）等をさせる際には、その費用について、元請制作会社がやり直し（リメイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、下請制作会社と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

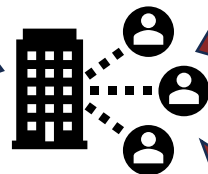
下請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 元請制作会社から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを求められ、追加の費用が発生した場合に、追加の制作委託費の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった人員、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】

下請制作会社に責任のない理由によって制作期間が延長した結果、追加費用が生じたとして下請制作会社から協議の申入れがあったが、制作委託費が不足していたこともあり、追加費用について協議せずに支払わなかった。

事前に指定した条件を変更してやり直し（リメイク）を求めたが、下請制作会社に生じた追加の費用を一切負担しなかった。

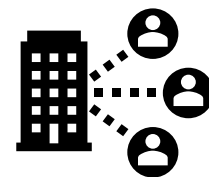


元請制作会社

下請制作会社から納品された成果物の完成度が低かったため、次工程を委託していた別の下請制作会社に対して、当初契約内容には含まれていなかった前工程の修正作業も追加で依頼した。その際、修正作業を行った次工程の下請制作会社に追加報酬は支払わなかった。

製作委員会において脚本を確定するのに時間を要したため、制作を開始できず、下請制作会社にも作業開始をさせずに待機させた。当初契約で定めた納期は変更しなかったことから、下請制作会社に追加人員のための人件費が生じたが、追加費用を一切負担しなかった。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



元請制作会社

作業期間が短期間であることが見込まれる発注の場合に、取引先が想定外に長期間拘束されないようにするため、リメイク回数の上限を契約書で定めたり、制作の早い段階でリメイクの基準をすり合わせたりしている。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（取適法第5条第2項第3号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

元請制作会社が採るべき行動等（その他の項目）

発注取消し

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに発注を取り消す場合は、下請制作会社がそれまでに支出した費用等を支払うこと

減額

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた制作委託費の減額をしないこと

支払遅延・不払

- ✓ アニメ制作の多層構造において、発注側の取引の支払が滞ることで、受注側の取引における支払遅延につながる可能性があることから、できる限り短い期間内で支払期日を定めて、制作委託費をその支払期日までに下請制作会社に支払うこと

制作会社が採るべき行動等（主な項目①）

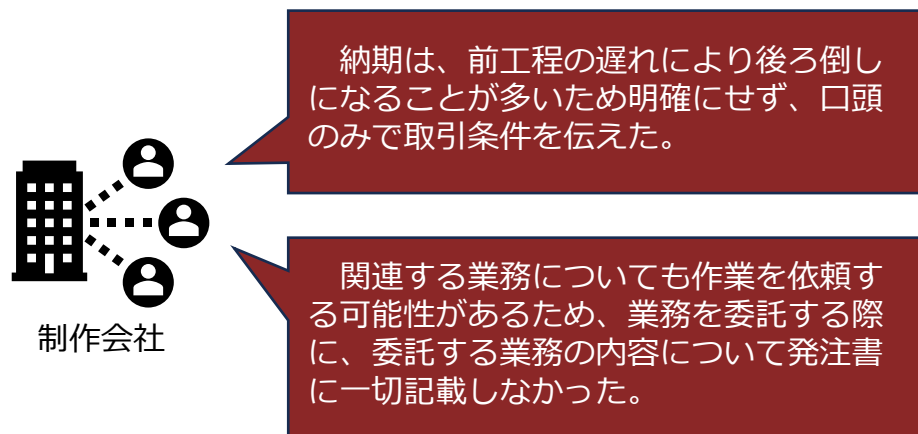
書面等による取引条件の明示

- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように、フリーランスに対する**業務委託に際して、直ちに、明示事項を明示すること**
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

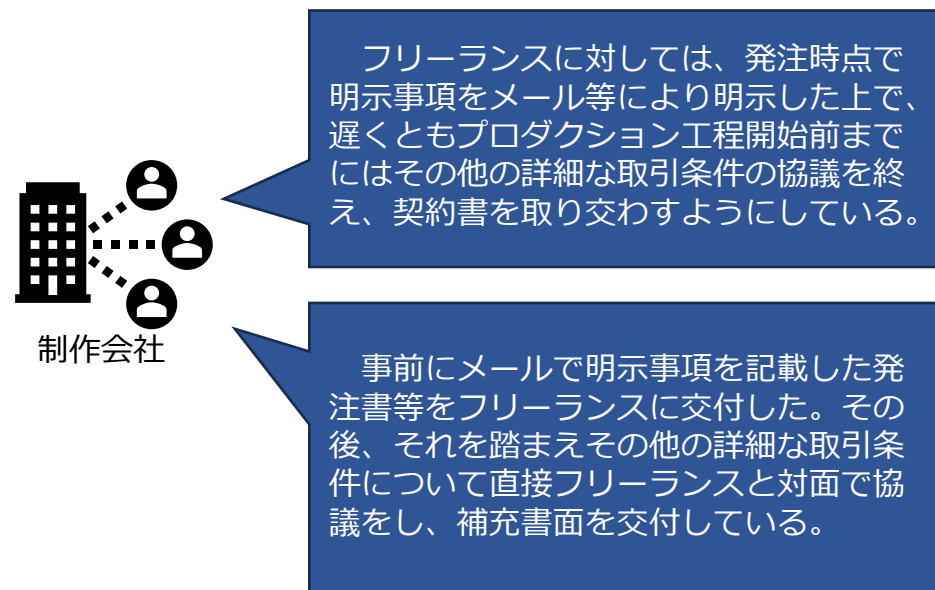
フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 制作会社から発注書等で示される取引条件を十分に確認し、契約書への署名、その契約書の返送等必要な対応がある場合は速やかに行うよう努めること

【問題となり得る行動例】



【取引の適正化のために参考となる行動例】



◆ 取引条件の明示義務違反（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項）

制作会社が採るべき行動等（主な項目②）

取引の対価（報酬の額）の交渉・設定

- ✓ 報酬の額を決定するに当たっては、**必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、物価上昇、要求クオリティの高度化などの状況を踏まえた対価を定めること**

フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 報酬の交渉に際して、想定される作業時間等の報酬に影響のある事項について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



業務で要求されるクオリティの水準が高度であったが、それを踏まえず、当該クオリティの業務に対して通常支払われる報酬の額より著しく低い報酬の額を定めた。

継続的に取引があるフリーランスから、物価上昇などを理由に報酬の額の引上げを求められていたが、明示的に協議することなく、従来どおりに報酬の額を据え置くことで、通常支払われる報酬の額より著しく低い報酬の額を定めた。

フリーランスから代金の額に係る協議の求めがあったにもかかわらず、当該協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、一方的に代金の額の額を定めた。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



フリーランスとは、物価傾向のほか、作業量、作業難易度、本人の技術力・経験等を考慮しつつ交渉し、報酬の額等の取引条件を定めている。

フリーランスから協議の求めがあった場合は、これに応じ、フリーランスとの交渉を経た上で、報酬の額等を定めている。

継続的な業務委託契約を結んでいるフリーランスとは、年に複数回行っている面談の中で契約更改後の報酬の額について交渉を行っており、契約更改時等には、その交渉で決定した報酬の額を反映させている。

自社に制作印税が発生する作品の場合は、それを原資として、当該作品について取引のあったフリーランスに対して追加で成功報酬を支払うことがある。

- ◆ 買ったたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号、取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）

制作会社が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスに対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを行わせることにより、フリーランスに追加の稼働が発生した場合には、追加の報酬を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、フリーランスの給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リメイク）等をさせる際には、その費用について、制作会社がやり直し（リメイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、フリーランスと十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 制作会社から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを求められ、追加の稼働が発生した場合に、追加の報酬の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった制作工程、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】

契約期間は発注時に明示したが、前工程の遅延により、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに半年以上契約期間が延長した。その際、フリーランスに対し、延長した期間分に相当する追加報酬を支払わなかった。

発注時の打合せの際に伝えた内容と異なる内容へのリメイクを要求した際に、追加の報酬を支払わなかった。

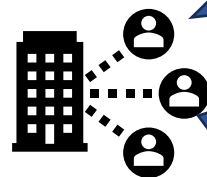


製作委員会に対する納期に間に合わせるために、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、本来委託した業務の範囲外である前工程の修正を追加で依頼したが、追加報酬は支払わなかった。

スケジュールが遅れていたため、発注時に明示した納期を前倒した。フリーランスの作業期間は短くなり、フリーランスに追加の費用が生じたが、特急料金等の追加報酬を支払わなかった。

【取引の適正化のために参考となる行動例】

契約期間を定めた上で月ごとに固定額を報酬として支払う契約の場合に、制作期間が延長され契約期間を延長した際は、延長した期間についても報酬を支払っている。



当社の都合によりフリーランスの作業開始時期が遅くなった際に、直前で作業開始が遅くなることでフリーランスが不利益を被らないよう、契約期間の始期を変えずに空いた期間で当初の給付内容とは別の業務を担当してもらったが、当初の報酬に加え、延長した期間についても報酬を支払った。

テレビ放映後、DVD化するに当たってやり直し（リメイク）作業を依頼した際は、別途作業費を支払った。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号、取適法第5条第2項第3号）

制作会社が採るべき行動等（その他の項目）

短納期発注

- ✓ 通常よりも短納期の発注を行う場合には、フリーランスと報酬の額を定めるに当たり、必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、フリーランスに発生する負担増を考慮した報酬の額を定めること

発注取消し

- ✓ フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに発注を取り消す場合は、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を支払うこと

減額

- ✓ フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、業務委託時に定めた報酬の減額をしないこと

支払遅延・不払

- ✓ できる限り短い期間内で支払期日を定めて、報酬をその支払期日までにフリーランスに支払うこと

フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 制作会社がフリーランスからの請求書に基づき報酬を支払っている場合には、請求書を速やかに制作会社に提出するよう努めること

- ◆ 内閣府知的財産戦略推進事務局及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、**今後、本指針の周知を徹底**する。
- ◆ 公正取引委員会は、製作委員会（構成事業者）、動画配信事業者及び制作会社が本指針に記載の採るべき行動に沿わないような行為をすることにより、**独占禁止法、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する場合には、厳正に対処**していく。